

改正

昭和63年3月28日規則第5号

平成元年3月6日規則第5号

平成元年3月6日規則第6号

平成4年4月1日規則第23号

平成11年4月30日規則第34号

平成13年5月31日規則第40号

平成15年9月9日規則第49号

平成17年12月13日規則第118号

平成21年3月24日規則第24号

平成26年3月31日規則第21号

令和2年10月30日規則第59号

令和3年10月8日規則第38号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、旅館・ホテル建築等届出書（別記第1号様式）正副2通に次の各号に掲げる図書を添え、市長に届け出なければならない。

- (1) 付近見取図（2,500分の1の縮尺のもの）
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図（施設の種別、面積及び数を明示したもの）
- (4) 立面図（4面以上で外観の意匠及び色彩を明示したもの）
- (5) 屋外広告物の図面（設置箇所、形状、意匠及び色彩を明示したもの）
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による届出は、次の各号に掲げる申請又は協議を行う前にしなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認

の申請

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項及び第2項の規定による協議

(3) 奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）第2条第1項の規定による許可の申請
(通知)

第3条 市長は、条例第3条の2第1項の規定による決定をしたときは、その旨をラブホテル該当通知書（別記第2号様式）又はラブホテル不該当通知書（別記第3号様式）により、届出者に通知するものとする。

(同意申請)

第4条 条例第5条第1項及び第7条第1項の規定による同意を受けようとする者は、建築等同意申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第1項各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、同意するかどうかを決定し、建築等同意通知書（別記第5号様式）又は建築等不同意通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了届)

第6条 前条の規定により同意を得た者は、当該ラブホテル又はぱちんこ屋等の建築工事が完了した場合は、工事完了届（別記第7号様式）により、市長に届け出て、第4条の申請の内容並びに条例第5条第3項及び第7条第3項の同意の条件に適合しているかどうか確認を受けなければならない。

(勧告)

第7条 条例第8条第1項の規定による勧告は、勧告書（別記第8号様式）により行うものとする。

(建築中止命令等)

第8条 条例第9条の規定による建築中止命令等は、建築中止等命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

(立入調査員証)

第9条 条例第10条第2項に規定する立入調査員証は、別記第10号様式による。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

(同意申請の特例)

- 2 第4条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「条例第5条第1項及び第7条第1項」とあるのは、「条例第5条第1項及び第7条第1項並びに附則第6項」とする。

(規則で定める事由)

- 3 条例附則第5項第2号に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により生ずる被害又は火災類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害若しくは事故（当該既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰すべき事由により生じた災害又は事故を除く。）であつて、火災又は震災以外のもの
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第29条第1項から第3項までの規定その他火災若しくは震災又は前号に規定する災害若しくは事故の発生又は拡大を防止するための措置に関する法令の規定に基づく措置
- (3) 火災若しくは震災又は前2号に掲げる事由により当該既存店舗に滅失に至らない破損が生じた場合において、関係法令の規定を遵守するためには当該既存店舗の除却を行つた上でこれを改築することが必要であると認められる場合における当該除却
- (4) 次に掲げる法律の規定による勧告又は命令に従つて行う除却
 - ア 消防法第5条第1項
 - イ 建築基準法第10条第1項から第3項まで又は第11条第1項
 - ウ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第14条第3項
 - エ 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴う除却
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他公共施設の整備又は土地利用の増進を図るため関係法令の規定に従つて行われる事業（当該既存店舗の所有者又は営業者を個人施行者とするものを除く。）の施行に伴う換地又は権利変換のための除却
- (7) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第1項に規定する建替え決議又は同法第70条第1項に規定する一括建替え決議の内容により行う建替え

附 則（昭和63年 3 月28日規則第 5 号）

この規則は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 6 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成元年 3 月 6 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成11年 4 月30日規則第34号）

この規則は、平成11年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 5 月31日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 9 月 9 日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年10月 2 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にラブホテル及びぱちんこ屋等の建築について、建築等同意申請書を受理されているものについては、その現に受理されている申請に係るラブホテル及びぱちんこ屋等の建築に限り、この規則による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則第10条の規定は適用しない。

附 則（平成17年12月13日規則第118号）

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月24日規則第24号）

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年10月8日規則第38号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）

旅館・ホテル建築等届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

（電話 ）

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第3条の規定により、次のとおり届出をします。

名	称			
建 築 場 所	所 在 地			
	地 目		用 途 地 域	
	旅館・ホテルの敷地から200m以内の区域にある学校その他条例別表第2及び別表第3に掲げる施設の名称、所在地及び旅館、ホテルからの距離			
※ 受 付 欄		※ 通 知 番 号 欄		
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		

(裏)

建築等の種別		新築・増築・改築・その他（ ）						
構造設備	敷地面積	m ²		構造				
	建築面積	m ²		階数		地上地下 階		
	延べ面積	m ²		※敷地面積との比				
	客室	区分	和室		洋室		定員	
		1人用	室		室		人	
2人用		室		室		人		
3人以上用		室		室		人		
計		室		室		人		
等	会議室 食堂等 の設備	区分	床面積		区分	床面積		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
車庫及び駐車場		台				m ²		
工事着手予定年月日		年 月 日						
開業予定年月日		年 月 日						
建築、営業等に必要 な許可等								
営業 予定者	住所(所在地)							
	氏名(名称及び代表者氏名)		(電話)					
設計 業者	住所(所在地)							
	氏名(名称及び代表者氏名)		(電話)					

(注) ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

ラブホテル該当通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付で届出のあつた次の建築物は、奈良市ラブホテル及びば
ちんこ屋等建築等規制条例第2条第2号に定めるラブホテルに該当し、
同条例第4条
同条例第5条
の規定により
第1項（及び附則第6項）の規定により市長の同意を得なければ } 建築することがで
きないので通知します。

名 称	
所 在 地	

第3号様式（第3条関係）

ラブホテル不該当通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付けで届出のあつた次の建築物は、奈良市ラブホテル及びぱ
ちんこ屋等建築等規制条例第2条第2号に定めるラブホテルに該当しないので通知し
ます。

名 称	
所 在 地	

第4号様式（第4条関係）

（表）

建築等同意申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

（電話 ）

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第5条第1項及び第7条第1項（並びに附則第6項）の規定により、次のとおり同意の申請をします。

名 称		
所 在 地		
設 計 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	(電話)
建築等に必要 許認可		
※ 受 付 欄		※ 通 知 番 号 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号

(裏)

建築等の種別	新築・改築・増築・その他（ ）		
建築物の概要			
敷地面積	㎡	延べ面積	㎡
構造	造	階数	地上 地下 階
用途地域			
ラブホテルの客室数	室		
ぱちんこ屋等の遊技機の台数	台	ぱちんこ屋等の店舗部分の床面積	㎡
備考			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

建 築 等 同 意 通 知 書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付けで同意申請のあつた次のラブホテルの建築等について
ぱちんこ屋等

は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第5条及び第7条の規定により
（次の条件を付けて）同意します。

名 称	
所 在 地	
条 件	

建築等不同意通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付けで同意申請のあつた次のラブホテルの建築等について
ぱちんこ屋等

は、次の理由により同意できません。

名 称	
所 在 地	
理 由	

工 事 完 了 届

年 月 日

（宛先）奈良市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届出をします。

名 称		
所 在 地		
通知番号及び通知年月日	第 号・ 年 月 日	
工事完了日		
工事施行者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	(電話)
工事監理者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	(電話)

勸 告 書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

奈良市長 氏 名 印

次の建築物は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例
第5条第1項、第7条第1項に違反しているので、同条例第8条第1項の規定により、
第5条第3項、第7条第3項
必要な措置を講じるよう次のとおり勧告します。

名 称	
所 在 地	
必 要 な 措 置	
履 行 期 限	

第9号様式（第8条関係）

建 築 中 止 等 命 令 書

奈良市達 第 号

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

次の建築物は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定に違反しているので、同条例第9条の規定により、次のとおり措置することを命じます。

年 月 日

奈良市長 氏 名 印

名 称	
所 在 地	
措 置 の 内 容	
根 拠 規 定	

（注）この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(表)

立 入 調 査 員 証	
写 真 契 印	年 月 日
	交付 第 号 (有効期限1年)
	所 属 氏 名
<p>上記の者は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第10条の規定により、建築物等に立ち入って調査を行うことができる職員であることを証明します。</p>	
奈良市長 氏 名印	

(裏面に奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の抜粋を記載する。)